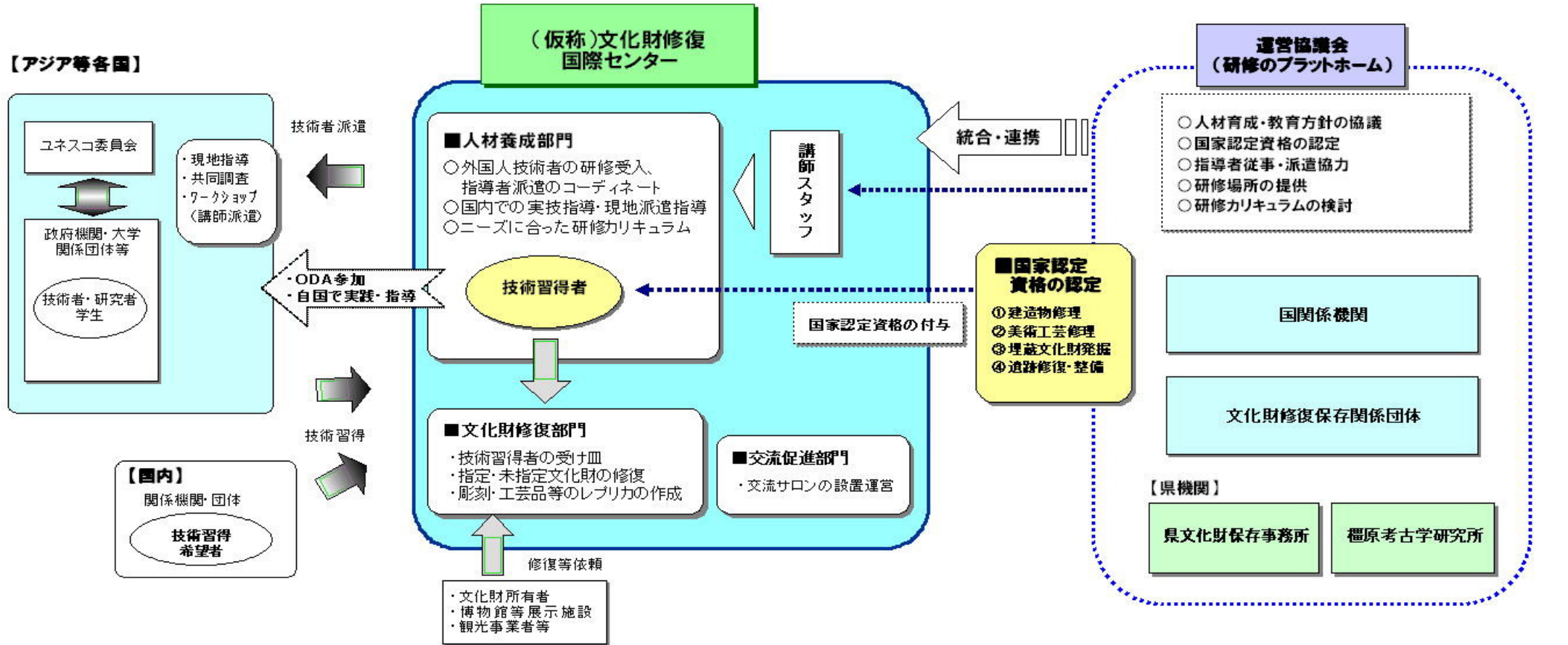


(仮称)文化財修復国際センターの創設



【国家認定資格の創設】

■ (仮称)文化財修復・整備士の付与

- 関係団体で認定する国際的に通用する公的資格
- センター研修修了者に付与
- 一定の技術水準の確保
- 活動継続の促進

【国の支援】

■人材養成のための支援

- 人材養成のための専門職の派遣
- 関係機関からの派遣を要請

【規制緩和】

■ビザの発給 (出入国管理及び難民認定法)

- 外国人技術者の技能実習期間 (3年)の延長
- 外国人技術者の資格外活動 (収入を得る活動)の許可要件の緩和

【ODAとしての人材養成】

■センターが行う技術研修

- 支援対象国への技術協力
- センターで養成した人材をODAの一環として海外へ派遣

【寄付金控除】

■特定寄付金の対象事業としての認定

- センターが実施する事業を特定寄付金として、所得税・法人税の控除対象として認定